

朝倉医師会病院 「患者の権利と責務」に関する宣言

当院では病院理念に基づき、「患者の権利」に定めた患者さんの権利を尊重し、職員が以下の基本方針を周知し、より良い医療の提供ができるように努めます。

1. 患者さんに対して常に平等であるとともに、適切で安全な医療の提供や医療の質向上のために知識・技術の習得・向上に努めます。
2. 個々の患者さんの人格価値観を尊重し、患者さんとの信頼関係、パートナーシップのもとで「患者さん中心のチーム医療」の実践に努めます。
3. 終末期にある患者さんに対しても、最新の医療知識に基づき苦痛を緩和し、人としての尊厳を保てるように治療・ケアを行います。
4. 患者さんが意識不明もしくは、その他の理由で意思を表明できない場合や未成年の場合にも、他の患者さんと同等の権利が保障され、代諾者に決定を委ねる権利があることを支援します。
5. 病気、検査、治療、見通しなどについて、理解しやすい言葉や方法で十分に説明し診療内容についての患者さんの理解と意思決定を支援します。
6. 患者さんが他院の専門医のセカンド・オピニオンを要望された場合には、診療情報書の提供など適切に対応します。
7. 患者さんから自分自身の診療録の開示を求められた場合には、原則的に診療録の開示を行います。
8. 個人情報保護に関する取り決めを行い、患者さんの個人情報の機密保護に努めます。また、入院生活において、患者さんのプライバシーが守られるように努めます。
9. 患者さん自身の健康推進の努力を支援するために、健康教育のための市民公開講座や療養相談、医療相談窓口の活動に積極的に取り組みます。

2023年5月31日制定
執行部会